

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公開番号】特開2018-194480(P2018-194480A)

【公開日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2018-047

【出願番号】特願2017-99433(P2017-99433)

【国際特許分類】

G 01 N 1/36 (2006.01)

【F I】

G 01 N 1/28 R

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月24日(2020.4.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カセット本体の底面部に検体を包埋したパラフィンが付着してなるパラフィンブロックを作製する方法において、

カセット本体の底面上に両面粘着性の台紙を貼着し、該両面粘着性の台紙上に検体を貼着し、

水洗及び薬液処理した後、検体を貼着した前記両面粘着性の台紙をカセット本体から剥離しトレイの底面上に貼着し、

トレイ上にカセット本体を載置し、

液状パラフィンを前記カセット本体が浸るまで注ぐことを特徴とするパラフィンブロックの作製方法。

【請求項2】

検体が短冊状であることを特徴とする請求項1記載のパラフィンブロックの作製方法。

【請求項3】

検体が微小検体であることを特徴とする請求項1記載のパラフィンブロックの作製方法。

【請求項4】

両面粘着性の台紙が液透過性であることを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載のパラフィンブロックの作製方法。

【請求項5】

両面粘着性の台紙が多数の透孔を有することを特徴とする請求項4記載のパラフィンブロックの作製方法。

【請求項6】

両面粘着性の台紙の周縁にタブを有することを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載のパラフィンブロックの作製方法。